

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、鹿沼市のうち、2006(平成18)年1月1日合併前の旧栗野町であり、栗野商工会の管轄地区である。なお、これ以外の地域は、鹿沼商工会議所管轄。

市の南東部にあり、面積は177.32km²で、総面積490.64km²の36%を占める。

当商工会がある旧町中心地から北西部の山間地にまたがる栗野地区、南東部で思川を挟む清洲地区、思川上流域で旧足尾町隣接地までに渡る山間地の粕尾地区、南部で永野川流域の永野地区と、大きく4地区に分けられる。



(2) 地域の自然災害リスク

市西部の山地を源として栗野商工会地域には、栗野川、思川、永野川が北西から南東に流下している。地形は、山地及びこれらの河川により形成された段丘が大部分を占めている。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

① 洪水

市防災会議が作成した「鹿沼市地域防災計画」(令和5年度修正)及び市の「洪水浸水ハザードマップ」によると、洪水予報河川である思川(大芦川合流点より下流)について、浸水想定区域が指定されており、清洲地区の広範囲に渡り5.0m未満の浸水が想定されている。

② 土砂災害

「鹿沼市地域防災計画」及び市の「土砂災害ハザードマップ」によると、全域において、急傾斜地崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害が生じるおそれがある。面積の85%を山林が占める当地域は、林業を営む事業者が比較的多く、現場作業等に影響が出ると見込まれる。

③ 地震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、ほぼ全域で0.1~3.0%(一部3.0~26.0%)である。

活断層研究会編(1991)によると、市北西に活断層がいくつか認められている。そのう

ち、内ノ籠断層は当地域に隣接する旧足尾町の東方の山中で、発生する地震の規模はマグニチュード 6.0 と推定されている。

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年東日本台風により、栗野地区は、思川の決壊や氾濫により中心部が浸水被害に遭った。住宅や店舗のほか、壊滅的な被害を受けた事業者も多数にのぼった。今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

（５）商工業者の状況（令和３年経済センサス活動調査）

商工業者数 ３６０者（うち小規模事業者数 ２７５者）

業 種	商 工 業 者		備 考（事業所の立地状況等）
		小規模事業者	
建 設 業	６３	６１	地域内に広く分散
製 造 業	９４	６２	〃
卸売・小売業	６１	４５	栗野地区中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	３９	２６	〃
サービス業	６７	４８	〃
そ の 他	３６	３３	ＱＬ
合 計	３６０	２７５	

（６）これまでの取組

① 鹿沼市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

② 栗野商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者ＢＣＰ策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済（協）と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力

２．課 題

（１）事業者に対すること

- ・防災、減災の必要性認識が不十分な事業者が、まだ一部いることから、意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ること
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多いことから、事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげること
- ・取組状況は、規模が小さい事業者ほど低調であることから、簡易なものから紹介し、

取り組み開始のハードルを下げること

（２）商工会内部に関すること

- ・平成30年9月に栗野商工会危機管理マニュアル（最新更新令和6年6月）を策定したものの、実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であることから、対応にあたる具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるようにすること
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ること
- ・事業継続力強化支援ガイドライン（栃木県版）を全職員が理解し、被害情報の報告ルールを共有すること

３．目 標

自然災害に対しては、鹿沼市地域防災計画を踏まえつつ、栗野商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、鹿沼市と栗野商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、栗野商工会地域、ひいては鹿沼市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ 迅速な被害の把握と報告

緊急時における町と商工会、国、栃木県、県連合会との被害情報報告ルート、内容等を職員が熟知し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 2 年 3 月 3 1 日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。

② 地域内事業者に対する事業者 B C P の作成支援

- ・事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者 B C P 策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県の B C P 策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・栗野商工会危機管理マニュアルを平成 30 年 9 月に作成済み（最新更新令和 6 年 6 月）。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を締結する特定損保保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤ フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者 B C P 等への取組状況を確認する。
- ・本計画については、鹿沼市と状況確認や改善点等について協議する。

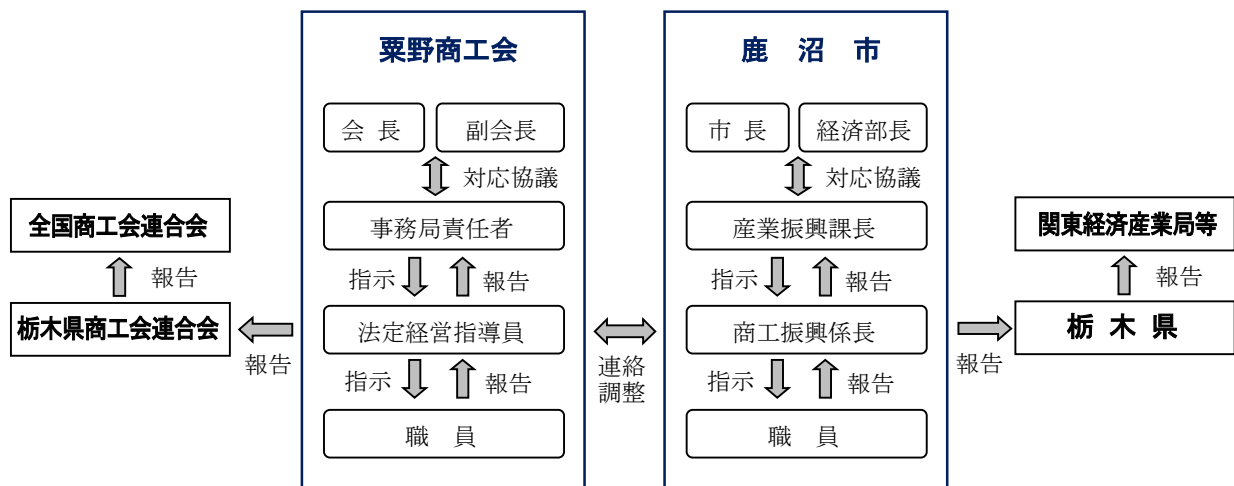
⑥ 訓練の実施

- ・災害（令和元年台風 19 号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、特定損保保険会社等と連携協力し実施する。

（２）自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



（３）自然災害等リスク発生時の対応

① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生（※１）した場合は、以下の手順で対応する。

（※１）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度６弱以上の揺れが観測された場合

１）職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

２）地域内事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

３）被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式 1）を用いる。
- ・共有方法 電子メール（又は F A X）
- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻 度
1 週目	1 日に 2 回
2 週目	1 日に 1 回
3 ・ 4 週目	1 週間に 2 回
5 週目～	1 週間に 1 回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・市と商工会は 3) のとおり情報を共有した後、市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。また、商工会は当該実態調査票の内容を網羅した全国連の商工会災害システムも活用し、随時報告する。

② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当市で取りまとめた「鹿沼市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鹿沼市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 地域内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式 2）等を用いる。

・共有方法 電子メール（又はFAX）

・共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1 月 に 1 回
国 内 発 生 早 期	1 月 に 2 回
国 内 感 染 期	1 週 間 に 1 回

※状況に応じ調整あり

5) 被害情報の報告

- ・市と商工会は4) のとおり情報を共有した後、市は県へ、商工会は商工連へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は当該実態調査票等を用いる。

(4) 被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

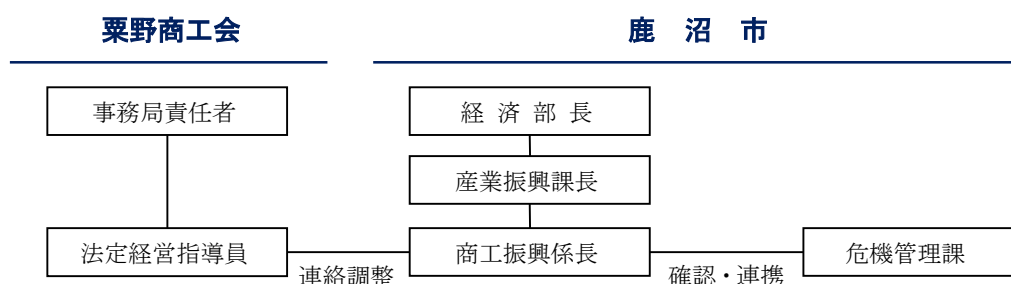
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 野口 俊幸 (連絡先は (3) ①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

栗野商工会

〒322-0305 鹿沼市口栗野 1655-1

TEL : 0289-85-2281 / FAX : 0289-85-3355

E-mail : awano_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

鹿沼市役所 経済部 産業振興課

〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1

TEL : 0289-63-2182 / FAX : 0289-63-2189

E-mail : sangyou@city.kanuma.lg.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail: soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. B C P策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	30	30	30	30	30
5. 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

調達方法

会 費、鹿沼市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

